

令和5年調布市教育委員会第5回定例会会議録

1. 日 時 令和5年5月24日午前10時00分～午前11時11分（1時間11分）
1. 場 所 教育会館3階 301～303研修室
1. 出席委員 教 育 長 大和田 正 治
教育長職務代理者 奈 尾 力
委 員 細 川 真 彦
委 員 福 谷 文 夫
委 員 榎 本 竹 伸
委 員 千 田 文 子
1. 出席説明員 教 育 部 長 小 林 達 哉
教育部副参事兼 所 水 奈
指 導 室 長
教 育 部 次 長 阿 部 光
教 育 総 務 課 長 鈴 木 克 久
教育総務課施設担当課長 関 口 幸 司
教育総務課副主幹 市 川 陽 介
教育総務課副主幹 森 木 豊 和
指導室学校教育担当課長 三 井 豊
指導室教育支援担当課長兼 伊 藤 聖 子
教 育 相 談 所 長
指導室統括指導主事 門 田 英 朗
指導室統括指導主事 海馬澤 一 人
指 導 室 副 主 幹 佐 藤 晋 太 郎
社 会 教 育 課 長 中 川 恵 之
東 部 公 民 館 長 源 後 哲 郎
郷 土 博 物 館 長 早 野 賢 二
郷 土 博 物 館 副 館 長 御 前 智 則
1. 事務局出席者 教育総務課総務係主任 野 口 大 輔
教育総務課総務係主事 市 川 真 由 美

1. 会議録署名委員 教 育 長 大和田 正 治
委 員 榎 本 竹 伸

〈会議に付した事件〉

議案第32号 調布市武者小路実篤記念館顧問設置規則の一部を改正する規則

議案第33号 調布市武者小路実篤記念館指定管理に関する規則の一部を改正する規則

議案第34号 令和5年第2回調布市議会定例会提出案件について

議案第35号 臨時代理の承認について（調布市公民館運営審議会委員の解職について）

○大和田教育長 おはようございます。ただいまから令和5年調布市教育委員会第5回定例会を開会いたします。

○大和田教育長 日程に入る前に事務局に申しあげます。傍聴を希望する方がいらっしゃいましたら、随時入場させてください。

○大和田教育長 ここでお諮りいたします。本日審議いたします日程第2の報告事項のうち、令和4年度「調布市八ヶ岳少年自然の家」の指定管理者事業報告書について及び日程第4の議案第34号については市議会提出予定案件であり、また、議案第35号については人事案件であることから、審議を非公開といたしたいと思っております。これに御異議ございませんでしょうか。

(「異議なし」との声あり)

○大和田教育長 御異議なしと認めます。よって、日程第2の当該報告事項及び日程第4の当該議案については、非公開とすることに決定いたしました。

非公開となった当該報告事項及び当該議案については、日程第4の議案第33号の後、日程第2、令和4年度「調布市八ヶ岳少年自然の家」の指定管理者事業報告書について、日程第4の議案第34号、第35号の順に審議に移りたいと思っております。これにご異議ございませんでしょうか。

(「異議なし」との声あり)

○大和田教育長 御異議なしと認め、さよう進めてまいります。

日程第1 令和5年調布市教育委員会第5回定例会会議録署名委員の指名について

○大和田教育長 それでは、これより日程に入ります。日程第1、令和5年調布市教育委員会第5回定例会会議録署名委員の指名について。本件については、調布市教育委員会会議規則第29条の規定により、榎本委員を指名し、教育長の私、大和田とともに署名委員といたします。よろしくお願いたします。

日程第2 報告事項

○大和田教育長 次に、日程第2、報告事項に入ります。

非公開事項を除く報告事項をすべて報告いただいた後、一括質疑といたしますので、よ

ろしくお願いいたします。

初めに、市川教育総務課副主幹から、令和5年度「調布市防災教育の日」の実施結果（概要）について報告を願います。市川教育総務課副主幹。

○市川教育総務課副主幹 令和5年度「調布市防災教育の日」の実施結果（概要）について説明いたします。

調布市防災教育の日は、東日本大震災の翌年である平成24年から毎年4月の第4土曜日を調布市防災教育の日として定め、この間、児童・生徒に対する防災教育、地域の方や関係機関との協働による訓練を継続してまいりました。今回は、東日本大震災から12年目、第11回目の実施となっております。

それでは、資料1を御覧ください。初めに、1、実施日・場所についてです。4月22日土曜日に、市立全小・中学校28校で実施し、統一テーマ訓練は大町スポーツ施設においても実施いたしました。

次に、2、事業概要等についてです。初めに、(1)事業概要の表を御覧ください。表の左側に記載の学校教育活動としまして、命の尊さや自らの命は自らが守る意識を高めることを目的した「命」の授業や、調布消防署や国土交通省関東地方整備局京浜河川事務所に作成いただいた、地震、水害をテーマにした防災啓発講話の録画データの視聴、東日本大震災の被災地等の講師による、実体験に基づく防災啓発講話などを実施しました。

また、避難訓練においては、令和元年度以来4年ぶりに保護者による引き取り訓練を実施しました。

表の右側、市統一テーマ訓練では、昨年度に引き続いて、訓練のテーマを「感染症対策を踏まえた避難所開設訓練」と定め、災害時に参集する市の職員と地区協議会等の地域の方との協働による訓練を実施しました。訓練内容の詳細は、(3)の【訓練内容】に記載のとおりです。

続いて、裏面にお進みいただき、3、感染症対策についてを御覧ください。事業実施日が新型コロナウイルス感染症の5類感染症移行前であったことから、「命」の授業、防災啓発講話の保護者、地域への公開を中止しました。

当日の様子は、4、当日の様子の写真を御覧ください。

最後に、事業の実施結果報告書についてですが、例年どおりの8月下旬発行を目指して作業を進めてまいります。報告書をまとめる中で上げられた課題の検証、次年度への改善に向け、引き続き関係機関と連携を図りながら取組を進めてまいりたいと考えております。

説明は以上です。

○大和田教育長 次に、関口教育総務課施設担当課長から、令和5年度教育施設主要事業の執行及び進捗状況について報告を願います。関口教育総務課施設担当課長。

○関口教育総務課施設担当課長 教育施設主要事業の執行及び進捗状況について報告いたします。資料2をお願いいたします。

教育施設の工事につきまして、5月10日現在の進捗状況の報告です。

前回の定例会以降、新たに契約した工事については、学校教育施設で2件、社会教育施設で2件、合計4件の工事です。

契約しました工事の概要ですが、No.2とNo.3は、富士見台小学校と石原小学校で防災盤の更新工事を実施するものです。No.7は、ふれあいの家及び児童館との複合施設である図書館佐須分館において、建物の外壁及び屋上防水を改修する工事で、No.8は、北部公民館において建物の外壁改修を実施するものです。

続きまして、裏面2ページをお願いいたします。写真は、東部公民館外部エレベーター設置ほか工事の施工状況です。

No.1は、仮設工事の施工状況で、エレベーターを設置する附属家を増築するため、外部足場等の仮設が完了しています。

No.2は、エレベーターを設置する附属家の躯体工事の施工状況で、基礎工事が完了し、1階部分の躯体工事を進めています。

報告は以上です。

○大和田教育長 次に、門田指導室統括指導主事から、令和5年4月における市内小・中学校の事故等の報告について報告を願います。門田指導室統括指導主事。

○門田指導室統括指導主事 私からは、令和5年4月における市内小・中学校の事故等の報告をさせていただきます。資料3を御覧ください。

令和5年4月は、小学校1件、中学校1件、合計2件となります。

小学校についてですが、①発生日、4月10日月曜日、発生場所は教室、学校管理内の事故となります。対象児童は第1学年です。当該児童は、休み時間に絵を描いていたところ、筆箱から取り出した鉛筆の削っていない方を誤って自分の右目に当ててしまいました。病院で受診をし、右目眼球傷の診断を受けております。

次に、中学校についてです。

①発生日、4月19日水曜日、発生場所は教室、学校管理内の事故になります。対象生徒

は第2学年です。当該生徒は、保健体育の授業後、教室で更衣をしていた際、上履きを履いていない状態でふざけて関係生徒を蹴ろうとしたところ、滑って転倒し、床に左手を着きました。病院で受診をし、左手首橈骨骨折の診断を受けております。

報告については以上です。

○大和田教育長 次の令和4年度調布市八ヶ岳少年自然の家の指定管理者事業報告書については、非公開と決定しておりますので、その次の報告事項に移ります。

次に、御前郷土博物館副館長から、調布市郷土博物館の臨時休館について、調布市武者小路実篤記念館の臨時休館について、以上2件の報告を願います。御前郷土博物館副館長。

○御前郷土博物館副館長 調布市郷土博物館の臨時休館について報告をいたします。資料5をお願いいたします。

調布市郷土博物館条例第3条のただし書きの規定により、臨時休館をするものです。期間は、令和5年6月16日金曜日から6月18日日曜日までの3日間です。

休館する理由としましては、汚損等の影響を及ぼす虫やかびの駆除を目的としたくん蒸消毒を行い、収蔵資料の保全を図るためです。

続きまして、調布市武者小路実篤記念館の臨時休館について御説明をいたします。資料6をお願いいたします。

調布市武者小路実篤記念館条例第4条ただし書きの規定により、臨時休館をするものです。期間は、月曜日の休館日を除く令和5年6月13日火曜日から6月30日金曜日までです。

休館する理由は、実篤記念館の収蔵庫及び収蔵資料のくん蒸消毒を行うためです。

以上です。

○大和田教育長 以上で公開する報告事項の報告はすべて終わりました。これから報告事項全般に関する質疑、意見を受けたいと思います。質疑、意見のある方はお願いいたします。奈尾教育長職務代理者。

○奈尾教育長職務代理者 事故報告、事故防止という観点から少し質問させていただきたいと思います。

過日、杉並区で、校庭に埋め込んだくいで大けがをした影響を受けて、区内では3,000本ぐらいを抜いたという話を聞いておりますけれども、大分時間がたって腐食してしまうと、金属探知機にも反応しないのだそうです。それを伺ったところですが、本市ではくいの扱いはどうなっているのか、分かる範囲で結構ですから、教えていただければと思います。

○大和田教育長 門田指導室統括指導主事。

○門田指導室統括指導主事 奈尾委員長職務代理者から御指摘ありましたように、本市の各学校におきましても、やはり報道の事例と同じように校庭においてそういったくいを使用している状況がございます。事故があつてから各学校には、点検と適切に対処するようという通知を教育委員会から発出させていただいております。国からの通知よりも前に、対応させていただいているというところはございます。

現状、各学校において、そういった使用しているくい等についてなのですが、多くが運動会といった学校行事の目印として使用しているものになっております。本市におきましては、そういった行事ごとで使用した際、後片付けの際には必ず点検をして、適切に対処するようといったところを校長会等を通じて学校には周知をしてきている状況でございます。

○大和田教育長 奈尾教育長職務代理者。

○奈尾教育長職務代理者 ありがとうございます。大変簡易に、それで便利なものから、恐らく12、13センチぐらいの長さだと思うのですが、子どもでも埋め込むことができるということでよく使われている。昔は、なかなか一筋縄ではいかない素材のものがあつて苦労した思いがありますけれども、こういう便利なものが出てきて、いいなとは思いますが、やはり使用後の、特に曲走路を回る、場所にずっと打つてあるのです。恐らく職員作業で打つていますから、そうすると、だれがどこに埋めたか分からない状況で、見つからないものも中には出てくるとおもいますが、念には念を入れながら、ぜひけがのないようにしていただきたいなと思っています。

あわせて、遊具の根っこの部分のさび状況は、市内で検査が恐らく年に1回あるかと思うのですが、その辺りも併せて事故防止に向けて徹底をしていただければと思います。よろしく願いいたします。

○大和田教育長 ほかにございませんか。千田委員。

○千田委員 質問をさせていただきます。資料1の「調布市防災教育の日」の実施結果（概要）についての2ページ目、4番の当日の様子の写真の資料で、VR防災体験車による震災疑似体験というのが載っています。見ると、眼鏡を見ながら臨場感あふれる体験をしていると思われるのですが、これは杉森小学校で行われているようです。私は起震車訓練のところまでは知っているのですが、これは初めて見るもので、調布市のどれぐらいの子どもたちが体験できるのか、そして、体験した後の子どもたちの感想などはどういうも

のが出てきているのか、よかったら教えていただきたいと思います。

○大和田教育長 市川教育総務課副主幹。

○市川教育総務課副主幹 私から回答させていただきます。委員御指摘のとおり、VR防災体験ですので、ゴーグルをかけた形で、例えば、実際に揺れも体験しつつ、地震なので、物が落ちてくるとか、私は体験していないのですが、恐らくそういう映像も見ながら、より実践的な体験ができるものと認識しております。

こちらのVR防災車ですが、昨年の防災教育の日からやっておりまして、昨年度は染地小学校にて体験をいただいております。今年で2回目ということです。こちらは東京消防庁、都内でも1台しかないものになるので、競争が非常に激しいものとなっております。限られた人数の1回の体験になりますので、去年、今年と1学年の体験が中心という形になります。

子どもたちの感想なのですが、直接子どもたちの声が届いているものではないのですが、写真などを見る限りですと、逃げたりしている様子が見られるので、本当にいい経験になっているのではないかと捉えておりますので、我々としましては、次年度以降もぜひ消防庁様に御協力いただき、続けてまいりたいと思っている内容でございます。

○大和田教育長 千田委員。

○千田委員 私も見てみたいと思うものですが、ぜひその努力をよろしく願います。

私、今年、第三小学校の避難所開設訓練を見学いたしました。福谷委員が地域住民として参加していらして頑張っていたらっしゃいましたが、見学してみますと、やはり長年の訓練の積み重ねが様々な工夫につながっているということが分かりました。この写真の中にも、今年は保護者が引き取りに来たということなのですが、私はこの避難所開設の様子についてを保護者にもやはりぜひ見せたいなど。見ることによってかなり意識が高まるでしょうし、いずれ避難したときには、避難者ということだけでなく、ひいては運営支援者にもなっていただきたいということもあり、そういうつながりを考えて、子どもにも保護者にも見学させられるように、これから努力していただきたいと思いました。

○大和田教育長 ほかにございませんか。榎本委員。

○榎本委員 私も直接議題に関係ないかもしれませんが、小学校の運動会が近づいていて、それぞれの学校で一生懸命練習をしている。私の地域でも子どもたちが本当に頑張っている姿を毎日見ているのですけれども、練習しているときにマスクをしてい

る子も何人かいる。マスクは自由な選択の中でということになっているかとは思いますが、けれども、実際、運動会となると、3時間、4時間と校庭で炎天下の中で活動するわけで、そこでずっとマスクをつけているのはどうなのかと私個人的には思っています。学校として子どもたちに、また御父兄に対してマスクの取り扱いに関して、特に運動会に向けてというところで、どのようにお伝えしているのか、その点を確認させていただきたいと思えます。

○大和田教育長 門田指導室統括指導主事。

○門田指導室統括指導主事 ただいま委員から御意見いただきましたマスクの扱いについてでございますけれども、5月に入りまして感染症のレベルも2類から5類にといったところで、5月8日の段階で国から示されている方針としましては、学校教育活動においてマスクの着用について求めないといった通知が出ております。本市としましては、これまでどおり国の対応に沿って、学校教育活動におけるマスクの扱いについて適切に取り扱っていただくよう、学校には周知をしているところです。

運動会でマスクの扱いについてというところなのですが、あくまでマスクの着脱、使用については個人の判断に委ねられているところでございますけれども、炎天下の中で実施していくといったところでは、低学年等においてはマスクの扱いについて、ある一定の配慮が必要なケースも見受けられるといったところがございます。適時学校として子どもの活動であったり子どもの安全を最優先に取り組んでいただきたいといった依頼という形で、学校には通知をさせていただいております。学校はそれを受けて、保護者に対し、マスクの扱いについて学校だより等を通じて連絡を入れているといった状況でございます。

○大和田教育長 榎本委員。

○榎本委員 分かりました。どうもありがとうございました。

○大和田教育長 ほかにございませんか。福谷委員。

○福谷委員 資料3の事故等の報告なのですが、小学校の1件で、少し不思議だなと思ったので教えていただきたいです。これは筆箱から取り出した鉛筆をなぜ自分の手で自分の目に当てたかという現象が起こったのか。今後の生徒の活動において配慮しなければいけないと思ったので、少し聞きました。よろしくをお願いします。

○大和田教育長 門田指導室統括指導主事。

○門田指導室統括指導主事 御意見いただいた内容の事案についてですが、小学校1年生の事例になりますけれども、筆箱から鉛筆を取る際に、スムーズに取れない状況にあり

まして、引っ掛かった状態で、勢い余って鉛筆が取れてしまったという状況の中で起きています。なので、本来であれば、鉛筆の削っていないほうが目に当たらない状態で鉛筆を抜くことができるであろうというところなのですけれども、たまたま、鉛筆がなかなか抜けなかったといった状況がございます。それで勢い余って自分の目に当たってしまったといったケースでございます。

○大和田教育長 福谷委員。

○福谷委員 ありがとうございます。

○大和田教育長 ほかにございませんか。細川委員。

○細川委員 資料1の防災教育の日に戻りますが、保護者の引き取り訓練が4年ぶりに実施されたということです。今、保護者も共働きの家庭が多くなっている中で、今回、土曜日の実施ということでもありますから、多くの保護者がきっと引き取りに来られたのではなかろうかと思うのですけれども、実際の災害というのは当然平日に起こる確率が高いので、その際に、どれだけの保護者が実際に引き取りに来られるのだろうかと思うと、引き取りに来られない児童・生徒への対応が実は大きなポイントになると思うのですが、どの程度の比率で迎えに来ない保護者がいたのかでありますとか、今回の実際の引き取りの状況がもし分かれば教えていただきたいというのと、引き取りに来られないケースへの対応のマニュアルの整備でありますとかがどのようになっているのかというところについて、教えていただければ幸いです。

○大和田教育長 市川教育総務課副主幹。

○市川教育総務課副主幹 まず、保護者の引き取りにいらした数ということなのですが、現在集計中ではございますけれども、感覚としましては、おおむね8割、9割方のお子様に対して保護者の人数はいると思っているところでございます。

実際に有事の際に来られなかった児童・生徒に関しては、当然、学校で安全を確保した上で、引き取りを待つというのが基本と考えているところでございます。

○大和田教育長 鈴木教育総務課長。

○鈴木教育総務課長 実際に東日本大震災のときもあったのですけれども、やはり今御心配があったように、引き取りに来られない、物理的に電車が止まってしまっただとか、どうしても来られないという親御さんもありました。そういったときも、夜遅くまで教員がしっかり子どもの面倒を見まして、保護者が来るまで必ず教員が面倒を見るという形で、全校、対応は共通認識を持った上でやっているところでございますので、よろしくお願

いたします。

○大和田教育長 細川委員。

○細川委員 ありがとうございます。

○大和田教育長 ほかにございませんか。

(「なし」との声あり)

○大和田教育長 ほかになければ、以上で公開案件の報告事項を終わります。

日程第3 協議題

調布市の次代を担う児童・生徒の教育環境を保全する街づくりに関する指導要綱に係る「教室確保困難通学区域」の指定(案)について

○大和田教育長 続いて、日程第3、協議題に入ります。

「調布市の次代を担う児童・生徒の教育環境を保全する街づくりに関する指導要綱に係る『教室確保困難通学区域』の指定(案)について」を議題といたします。本件について関口教育総務課施設担当課長から説明を願います。関口教育総務課施設担当課長。

○関口教育総務課施設担当課長 「調布市の次代を担う児童・生徒の教育環境を保全する街づくりに関する指導要綱に係る『教室確保困難通学区域』の指定(案)について」、説明をします。資料7をお願いいたします。

初めに、資料7-2を御覧ください。こちらの資料は参考資料として用意した資料となりまして、市長部局にて令和元年7月10日から施行しております、調布市の次代を担う児童・生徒の教育環境を保全する街づくりに関する指導要綱です。

資料表面の下段、下線を引いた事項になりますが、第3、教室確保困難通学区域の指定等の第2項、市長は、前項の規定による教室確保困難通学区域の指定をするに当たり、あらかじめ調布市教育委員会に意見を求めるとともに、当該意見を参考にするものとするとされています。

また、第1項において、市長は、毎年度6月末までに公表するものとするとしていることから、次の資料7-3を御覧いただきまして、4月17日付け文書にて、市長部局から意見照会を求められましたことから、資料7-1のとおり、昨年、令和4年調布市教育委員会第5回定例会において御協議いただいた意見について、時点修正を行い、意見を付すことについて、協議をお願いするものです。

それでは、資料7-1を御覧いただきまして、資料の3ページ目をお願いいたします。

1の調布市の次代を担う児童・生徒の教育環境を保全する街づくりに関する指導要綱第3第2項の規定に基づく、教室確保困難通学区域に関する意見について、今後、教室を確保することが困難と見込まれる学校の学区域について、現在7校を指定しておりますが、資料に記載の7校の小学校の学区域を引き続き継続したいと考えています。

次に、2のその他の意見については、変更はございません。

続いて、4ページをお願いいたします。別表1、学校施設の状況についてですが、各学校の欄、児童数・学級数推計の数値を、令和5年5月1日時点の実児童数及び実学級数に修正し、令和6年度以降については、令和4年度調布市教育人口等推計報告書から抜粋しました児童数及び学級数の推計値に時点修正を行いました。なお、学級数については、公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律が改正され、令和7年度以降の学級数については、全学年において35人の基準が適用となります。

また、各学校の状況のコメントについては、大きな修正等はありません。

以上の内容を教育委員会の意見としまして付したいと考えています。

説明は以上でございます。よろしく御協議の上、御決定くださいますようお願いいたします。

○大和田教育長 以上で説明は終わりました。本件について質疑、意見等がありましたらお願いいたします。細川委員。

○細川委員 直接的に関わることではないのですが、こうやって数字を見ておきますと、今後、学校によっては、これから5年後に向けて100人程度の増加が見込まれるという中で、施設的な大変さというのももちろんあるのですが、教員の配置といたしまししょうか、今現在も都内で教員数が不足しているというような報道にも接していますし、調布市内でも代替の教員でありますとか、そのような確保の状況がどのようになっているのかということも、もし分かりましたら教えていただきたいと思います。

○大和田教育長 所指導室長。

○所教育部副参事兼指導室長 教員の確保というのが、今、非常に大きな課題となっているところでございます。都が4月7日付けで80人程度の欠員があるというようなことで報道もされているところでございます。

市におきましては、1校1人欠員があるという状況がございまして、算数少人数担当の教員が学級担任を持つというような形で対応しているところでございます。

ただ、こちらは4月7日時点でございますので、今後、産休・育休、また病気休職とい

うような形で教員がいない状況になったときには、そこにやはり配置はしていかなければならないという形になります。

教員の配置につきましては、児童数、学級数というところで配置の定数が決まっておりますので、これに基づいて対応していかなければならないということは、今後も続くというような形になります。小学校における35人学級が令和8年度に小学校6年生まで達して、その翌年度の令和9年ぐらいまでは、小学校においては教員が欠員の状況が続くのではないかなというように今言われているところです。都でも会議体をつくりまして、何とか教員を確保しようという形で動いているところです。

市におきましても、様々な産育休代替教員等が必要というようなところがありますが、学校にこの教員がいるという形の情報提供がうまくいくよう、支援をしてみたいと思っていますところではあります。

○大和田教育長 細川委員。

○細川委員 ありがとうございます。学校も大変苦慮されているところがあると思いますので、人口が増えている市でもありますし、ぜひ都教委にも引き続き要請といたしましうか、御努力いただければ幸いです。よろしくお願ひします。

○大和田教育長 ほかにございませんか。奈尾教育長職務代理者。

○奈尾教育長職務代理者 この7校については本当に御苦勞が多いことだと思ひます。コロナ禍で子どもたちの運動不足、体力低下が言われてきました。この7校を見ていると、校庭を縮小して生活せざるを得ないと。これは本当にやむを得ないことだと思ひます。そうやって考えていきますと、やはり心配なのは、子どもたちの心の問題、それから体力の問題であろうと思ひますので、狭いところを使つていかに体力を高めるか等の研究も必要かと。やはり知恵を絞らないことには、狭くなったから制限をするだけではいけないと私と思ひますので、ぜひそこら辺りのお考えがあればお聞かせいただきたいし、そうでなければ、今後ともどうぞよろしくお願ひしたいと思ふところでございます。

○大和田教育長 門田指導室統括指導主事。

○門田指導室統括指導主事 今、御質問いただきました体力の向上のところでお話をさせていただきたいと思ひます。本市におきましても、教育長職務代理者の御指摘のとおり、子どもたちの体力の低下が著しい状況でございます。大きな課題の1つと捉えております。

今年度につきましては、小学校、中学校から教員を代表して何人か集めた体力の向上に向けた検討委員会を発足させて、学校の実態に応じた体力向上施策の検討を年間を通じて

行っていく予定であります。

すぐに成果が出せるもの、また、長期的に見ていかなければいけないもの、様々な課題がありますので、そういったところを整理していきながら、調布の子どもたちの体力の向上に向けて何ができるのかといったところを取り組んでまいり予定でございます。

○大和田教育長 関口教育総務課施設担当課長。

○関口教育総務課施設担当課長 児童数のピークの見立てというところでは、市内の年齢別の教育人口でいくと、現在、小学校3年生、8歳の児童数がピークになっている状況です。4月1日時点で住民基本台帳に登録がある人数でいきますと、2,124人が8歳、これがピークという状況です。ちなみに0歳が1,593人ということで、これから減っていく状況でありますので、今回指定をします7校のうち第一小学校については未就学も含めてまだかなりの増加傾向にはあるものの、若葉小を除く5校については増加分としましては微増という状況であります。

現在、市の計画であります総合計画の前期4年間で今年度からスタートしておりますが、この4年間で小学校のピークを迎えるようなところで今見込みを立てておりますので、教室が足りないからすぐ増築、仮設校舎も含めてということではなく、やはりこの4年間でどう乗り切るかというところでは、運用も含めて改善をしていかなければいけないと思っていますので、必ずしも、増えるから、では校庭を潰してというような状況ではなく、間もなくピークを乗り切れますので、何とか学校教育への影響が最小限で済むような形で乗り切っていきたいと考えています。

○大和田教育長 奈尾教育長職務代理者。

○奈尾教育長職務代理者 ありがとうございます。施設でもそういう工夫をされて、子どもへの影響をなるべく軽減していくという考え方ですので、ぜひ進めていただきたいと思います。

あと、校庭の広さを子どもの数で割った1人当たりの広さについて以前に出していただいたことがありますけれども、それを見ながら、狭くなれば大勢で行動するのは難しい。先ほど工夫と申しあげましたけれども、今言われている個別最適な学びと申しますか、一人一人に応じた体力向上の仕方、させ方というのがあるであろうと。これは施設と一体となって、2、3年後にはと申しても、この2、3年を過ごす子どもたちにとっては大事な期間でありますから、ぜひその辺りも考慮に入れてよろしくお願ひしたいと思ひます。

○大和田教育長 ほかにございませぬか。細川委員。

○細川委員　　今、関口課長からこの4年間を乗り切ればというお話がありましたけれども、この間、開発業者の方とお話をしていて、何で市は開発に否定的な方向で抑えようとするのかが理解できないと言われたのです。もっと開発して、人口も増えていけば、市の活力にもなる。しかも、子どもたちも増えていくというので、喜ばしいことなのに、なぜそれを否定的に捉えるのだろうかと言われてまして、そのような視点もあるなと思いました。

そういう方向から考えますと、調布近辺にも農地等がたくさん残っていますし、そういう開発業者の目線からすれば、まだまだこれから開発する余地がある。そこで増やしていこうという方向で動くことも十分に考えられる。その中でいくと、またその先にももしかしたらピークが来るかもしれないなと私も考えるところでありまして、そういうケースも含めて、その後、人口が減っていくのかどうか、人口統計からすると減っていくというような計算なのでしょうけれども、それが実際どうなのかというところもあり、例えば市の方針として増やしていこうとなったときに、では学校設備や学校教育の環境をどうしていこうというような視点があってもいいと思った次第であります。

意見です。

○大和田教育長　　関口教育総務課施設担当課長。

○関口教育総務課施設担当課長　　この指導要綱を制定するに当たって、市長部局とも様々な議論をした状況であります。確かに今委員がおっしゃった開発抑制のような形にも取られるのですけれども、我々としましては、エンドユーザーに対してどう周知をしていくかというところの的を絞って議論をしました。

開発して人口が入ってくるということについては、市としましては歓迎すべき内容であります。若い世代が、ライフ設計をつくって、こういう生活を送ろうということで家を買われて、市に来ることを考えたときに、例えば、今、調布駅周辺にマンションが建っていますけれども、将来的には第一小学校に行かせるということ視野に入れて買われた。しかし、実際に入学してみたら、工事が始まってしまって、とんでもないことになっている。そのようであれば、最初からそういう情報をくれればいいという話が出るのではないかと、ある程度分かっているのであれば、そこにアラームを鳴らすという意味で、この要綱をつくったというのが経過であります。開発を抑制するという視点ではないということで御理解をいただければと思います。

○大和田教育長　　細川委員。

○細川委員　　確かにその周知をしていただくということは必要だと思いますので、その辺

については全く異論のないところであります。ありがとうございます。

○大和田教育長 ほかに御意見、御質問等ございませんか。

(「なし」との声あり)

○大和田教育長 ほかにないようですので、以上で質疑、意見を打ち切ります。

お諮りいたします。本件については、原案どおりとすることで御異議ございませんでしょうか。

(「異議なし」との声あり)

○大和田教育長 御異議なしとのことでありますので、さよう決定いたします。

日程第4 議案

議案第32号 調布市武者小路実篤記念館顧問設置規則の一部を改正する規則

○大和田教育長 次に、日程第4、議案に入ります。

議案第32号「調布市武者小路実篤記念館顧問設置規則の一部を改正する規則」を議題といたします。本件について御前郷土博物館副館長から提案理由の説明を願います。御前郷土博物館副館長。

○御前郷土博物館副館長 議案第32号「調布市武者小路実篤記念館顧問設置規則の一部を改正する規則」について御説明をいたします。

改正理由としましては、令和4年度財政援助団体等監査におきまして、郷土博物館が所管する規則等の見直しを励行するよう指摘があったことに伴い、調布市武者小路実篤記念館顧問設置規則の一部を改正するものです。

改正内容としましては、第1条中「第8条」とある調布市武者小路実篤記念館条例の参照条項を「第13条」に改めるものです。

改め文及び新旧対照表は資料のとおりです。

以上です。

○大和田教育長 以上で説明は終わりました。これより質疑を求めます。

(「なし」との声あり)

○大和田教育長 質疑なしと認め、質疑を打ち切ります。

お諮りいたします。本件については原案どおりとすることで御異議ございませんか。

(「異議なし」との声あり)

○大和田教育長 御異議なしとのことでありますので、さよう決定いたします。

議案第33号 調布市武者小路実篤記念館指定管理に関する規則の一部を改正する規則

○大和田教育長 次に、議案第33号「調布市武者小路実篤記念館指定管理に関する規則の一部を改正する規則」を議題といたします。本件について御前郷土博物館副館長から提案理由の説明を願います。御前郷土博物館副館長。

○御前郷土博物館副館長 議案第33号「調布市武者小路実篤記念館の指定管理に関する規則の一部を改正する規則」について御説明をいたします。

改正理由としましては、令和4年度財政援助団体等監査におきまして、郷土博物館が所管する規則等の見直しを励行するよう指摘があったことに伴い、調布市武者小路実篤記念館の指定管理に関する規則の一部を改正するものです。

改正内容としましては、第2条第2項中「及び第9条」とある調布市武者小路実篤記念館条例施行規則の参照条項を「、第10条、第11条及び第12条」に改めるものです。

改め文及び新旧対照表は資料のとおりです。

説明は以上です。

○大和田教育長 以上で説明は終わりました。これより質疑を求めます。

（「なし」との声あり）

○大和田教育長 質疑なしと認め、質疑を打ち切ります。

お諮りいたします。本件については原案どおりとすることで御異議ございませんか。

（「異議なし」との声あり）

○大和田教育長 御異議なしとのことでありますので、さよう決定いたします。

次の報告事項以降は非公開と決定しておりますので、ここで傍聴者の皆様は御退席をお願いいたします。傍聴ありがとうございました。

非公開

○大和田教育長 以上で今定例会に付されました案件はすべて終了いたしました。

これにて令和5年調布市教育委員会第5回定例会を閉会いたします。どうもありがとうございました。

調布市教育委員会会議規則第29条の
規定によりここに署名する。

教 育 長

委 員